

各都道府県私立学校主管課、宗教法人事務担当課
各国公私立大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
公立大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学省所管独立行政法人担当課
各大学共同利用機関法人担当課
日本私立学校振興・共済事業団担当課

御中

文部科学省大臣官房政策課

令和6年能登半島地震により滅失・損壊をした公益的な施設等の
復旧のための指定寄附金の取扱いについて

日頃より、文部科学行政の推進に御理解、御協力を賜りありがとうございます。

このたび、令和6年5月27日付けで、別添のとおり財務省告示第144号が公示されるとともに、「令和6年能登半島地震により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための指定寄附金の取扱要領」（以下「取扱要領」という。）が発せられました。

令和6年能登半島地震により被災した国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人、学校法人、私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人（以下「準学校法人」という。）、宗教法人等の公益事業用建物等の復旧のために募集する寄附金については、同告示に基づき一定の要件の下に寄附金控除又は損金算入の対象となる寄附金（以下「指定寄附金」という。）として扱われます。

指定寄附金の扱いは、取扱要領によるほか、下記に留意の上、遺漏のないようお取り計らい願います。

各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人等に対して、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては所轄の宗教法人に対して、周知いただくようお願いいたします。

（税制上の優遇措置）

寄附金控除（所得金額の40%又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額を所得から控除）の対象となります。

また、法人が支出する寄附金の場合は、全額が損金算入の対象となります。

記

- 取扱要領「三 主務官庁における手続き等」について、募金の主体が別表に記載する法人である場合には、主務官庁たる都道府県知事から財務省への提出書類は別表にしたがって文部科学省へ送付すること。

別表

法人の種類	送付・連絡先
学校法人	文部科学省高等教育局私学行政課
準学校法人	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
宗教法人	文化庁宗務課
公立大学法人	文部科学省高等教育局大学教育・入試課

（本件担当）

文部科学省大臣官房政策課調整係
電話番号 03-5253-4111（内線 2963）
直 通 03-6734-2963